

出土文書の年代と日付の問題

内 田 正 男*

1. 多賀城跡出土の暦の年代

仙台市と塩釜市の中間にあたる多賀城市にある、古代東北地方の政治上・軍事上の中心地であった多賀城跡からは多くの貴重な出土品がある。昭和 36 年から行われている発掘作業の第 30 次調査（昭和 52 年）で写真に見るような暦の断片が発見された。この紙片は漆塗の作業の過程で漆の変化をふせぐために用いられたもので、その漆のおかげで紙の方も残存したと思われ、その赤外線撮影による写真である。



「多賀城跡出土暦断片」(多賀城跡調査研究所蔵)

この暦の断片からその年代を決定する話を以下に述べて見よう。そのためには陰暦に関する知識が必要なことは当然であるからその解説から入ろう。

24 節気についてはご存じと思うが、それもその名称に覚えがある程度の方が多いのではなからうか、大切なのは 24 節気には節と中があり（表 1 参照）いま必要なものは節の方である。

或る節から次の節まで、例えば正月節立春の日から 2 月節啓蟄の前日迄をふつう節月の正月と言って朔望月に基づく暦月と区別する。この節月の中間点が中と呼ばれる。正月中雨水を含む朔望月を正月、2 月中春分を含む月を 2 月というように、中は暦月の名称を決める。中を含まない月は閏月となりその前の月名を付け閏の字を冠してよぶ。引続く 2 つの節の間隔は 1 太陽年の 1/12 であるから節月に従うことは太陽暦を用うることとなり、朔望月には関係なく 1 年 12 か月で閏月はない。節は正月節といっても暦月の 12 月にある場合が半分ある。

暦と言えば連想される暦注（多くは迷信）の類は節月を基準に配当されるものがほとんどである。暦の年代決定にはこの節というものが大切になってくる。ところで干支はふつう使われる年や日のみでなく暦月にも付けら

れる。今の場合 10 干の方は不用であるので触れずにおき 12 支の方のみを考える。12 か月と 12 支であるから 1 対 1 の対応となり、正月は寅、2 月は卯、3 月は辰、4 月は巳、……、10 月は亥、そして 11 月が子で 12 月が丑となる。これは一定であって毎年同じである。寅の月は暦には建寅と書かれ、これはとら（寅）をおさず（尾指す）と読む。もともとは正月には北斗七星の尾が夕刻寅の方角を指すという意味に由来する。

つぎに 12 直ちよくという暦注の説明に移る。

建（たつ）、除（のぞく）、満（みつ）、平（たいら）、定（さだん）、執（とる）、破（やぶる）、危（あやふ）、成（なる）、収（おさん）、開（ひらく）、閉（とず）の 12 でこの順に毎日に割当て閉の翌日は建に戻る。12 直と 12 支と 12 か月は同数であるから建は 11 月は子の日、12 月は丑の日……と決めることができ、その組み合わせは表 3 のように一定になっている。

予備知識はこれだけにして出土した暦の断片（ふつう断簡という）を見ると右側にまず子、月徳という文字がはっきり読みとれる。このような字の配置は暦月の初めをあらわす。そこに子の字があることはこの月が子の月

表 1 24 節 気

季節	春					夏					秋				冬									
名	立 春	雨 水	啓 蟄	春 分	清 明	穀 雨	立 夏	小 芒	芒 種	夏 至	小 暑	大 暑	立 秋	処 暑	白 露	秋 分	寒 露	霜 降	立 冬	小 雪	大 雪	冬 至	小 寒	大 寒
称	正 月 節	正 月 中	二 月 節	二 月 中	三 月 節	三 月 中	四 月 節	四 月 中	五 月 節	五 月 中	六 月 節	六 月 中	七 月 節	七 月 中	八 月 節	八 月 中	九 月 節	九 月 中	十 月 節	十 月 中	十 一 月 節	十 一 月 中	十 二 月 節	十 二 月 中

* 東京天文台 M. Utida: Dating Problems of Ancient Documents Recently Uncovered

表 2 干支の表

0 甲子	1 乙丑	2 丙寅	3 丁卯	4 戊辰	5 己巳	6 庚午	7 辛未	8 壬申	9 癸酉
10 甲戌	11 乙亥	12 丙子	13 丁丑	14 戊寅	15 己卯	16 庚辰	17 辛巳	18 壬午	19 癸未
20 甲申	21 乙酉	22 丙戌	23 丁亥	24 戊子	25 己丑	26 庚寅	27 辛卯	28 壬辰	29 癸巳
30 甲午	31 乙未	32 丙申	33 丁酉	34 戊戌	35 己亥	36 庚子	37 辛丑	38 壬寅	39 癸卯
40 甲辰	41 乙巳	42 丙午	43 丁未	44 戊申	45 己酉	46 庚戌	47 辛亥	48 壬子	49 癸丑
50 甲寅	51 乙卯	52 丙辰	53 丁巳	54 戊午	55 己未	56 庚申	57 辛酉	58 壬戌	59 癸亥

日付につく干支はこの表の番号の順になる。例えば、朔日が壬辰ならば2日は癸巳、3日は甲午……というふうが続く。この月が大の月なら57辛酉が晦日で翌月朔日は壬戌となる。そして2日癸亥、3日は甲子と続く。

すなわち 11 月であることを示している。つぎにうすく罫が引かれて辛酉木開と4文字がよめる。ここは朔日を示す行で、最初の辛酉から11月朔日の干支が辛酉であることがわかる。求める年代は11月朔が辛酉である年をさがせばよい。「日本暦日原典」によりそのような年を求める。範囲を充分にとると西暦470年から宝永2年(1705)までに22回ある。

木というのは納音なつひんと言って木火土金水(もくかどごんすいと読む)の五行に関する文字で七曜ではなく今の場合は不用であるのでこれ以上触れない。

4字目の開は12直である。酉の日が開に当たるのは表3の酉の列を下に見てゆけば10月になることがわかる。12支の順から12直には関係なく酉の日の翌日は戌の日に決まっている。今、仮りにこの酉の日が節月の10月末日であったとしよう。そうすれば戌の日は入節の日すなわち11月の第1日になる。表3 11月の行を横に見てゆくと戌の日の12直は開であることがわかる。つまり開開と同じ文字が2つ続く。このように節月のかわり目は同じ12直が必ず続く。これをおどると言う。

断簡では次の行すなわち暦月の2日の12直は開である。写真の門の中に下という字は閉の異体字である。さらに閉の左の行にも門(らしきもの)が見える。12直の配当の順を考えれば閉の次に開がくることはあり得ないからここは開閉閉ということになり閉がおどっているから3日が節月の変わり目、入節の日となる。11月朔日が辛酉で3日が11月節大雪に当たる日を暦日原典でさがすと、予想される年代より遙かに近代の天正9年(1581)よりほかはない。

ここで2日の閉というのは開の間違いではないか、もし12直が開閉閉と続くとすれば2日が入節の日となる。そこで写真をよく見ると閉の右下に大の字と雨かんむりが見える。ここには大雪11月節と書かれていたと考えられる。したがって2日が入節の日であることがわかり、11月朔日が辛酉で2日が大雪になる日を求めれば宝亀11年(780)をおいてない。この年代は他の出土品の年代と矛盾はなく、この断簡の年代は決定されたわけである。2日の欄に書かれた閉は開の間違いと断定した

表 3 12 直

日 節月	子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
十一月	建	除	満	平	定	執	破	危	成	収	開	閉
十二月	閉	建	除	満	平	定	執	破	危	成	収	開
正月	開	閉	建	除	満	平	定	執	破	危	成	収
二月	収	開	閉	建	除	満	平	定	執	破	危	成
三月	成	収	開	閉	建	除	満	平	定	執	破	危
四月	危	成	収	開	閉	建	除	満	平	定	執	破
五月	破	危	成	収	開	閉	建	除	満	平	定	執
六月	執	破	危	成	収	開	閉	建	除	満	平	定
七月	定	執	破	危	成	収	開	閉	建	除	満	平
八月	平	定	執	破	危	成	収	開	閉	建	除	満
九月	満	平	定	執	破	危	成	収	開	閉	建	除
十月	除	満	平	定	執	破	危	成	収	開	閉	建

けれども、12直のなかで開と閉はもっとも間違え易く、たとえば藤原道長の日記の長保2年(1000)正月23日にも同じ間違いが発見される。また大雪やまどりのときの72候の「鶉鳥不鳴」の鶉らしいものが大の字の左側に見えるから、この日が大雪であることはますます確かになる。

現存する暦としては正倉院文書のうちの天平18年(746)から天平勝宝8年(756)までの3年にわたる断簡が断然古く、次は200年以上を隔てた寛和3年(987)のものである。この断簡はその間にあって大衍暦の時代の暦としては初めてという貴重なものである。

この断簡の年代決定についてはすでに東大名誉教授の桃裕行氏が「日本歴史」1979年1月号に、女子美術大学教授岡田芳朗氏が同大学の紀要第9号(54年3月)に発表されている。本文は桃先生の論文を主として参考にさせて頂いた。また多賀城跡調査研究所の平川南先生には「多賀城跡出土の漆紙文書について」(歴史と地理279号、1978年12月)を参考にさせて頂くと共に写真の借用をお願いした。ここに御礼を申しあげる次第である。

なお次節「太安万侶の墓誌」は先に筆者が岩波書店発行の「文学」7月号に「太安万侶の墓誌の日付」と題して発表したものを月報の編集氏の強いお勧めにより書き改めたものであるが主旨は同じである。この稿をまとめ

るに際しては撰日・日の境界などについて広瀬秀雄氏の御教示を頂いたことを付記しておく。

2. 太安万侶の墓誌

1) はじめに

日本人による初めての暦法である貞享暦を完成した渋川春海は、実質的には日本における最初の天文学者・暦学者と言ってもよいであろう。貞享暦とともに彼の残した功績としては「日本長暦」がある。日本長暦は神武東征(紀元前676年)から貞享元年(1684)までの2300余年の毎月の朔干支をそれぞれの時代に使われた暦法に応じて算出して昔の暦日を明らかにしようとしたものである。計算機のなかった時代であるから大変な労作と言える。それから30余年を経てのち中根元圭という暦学者が皇和通暦なる名称の同種のを刊行した。ただし元圭は自分ではその一部しか計算せず、主な部分は全部日本長暦を借用した。その後明治13年にときの政府によって三正綜覧が刊行された。これは毎月の朔干支は皇和通暦をもとにし、その朔干支に相当する太陽暦の日付も付けたもので、三正綜覧は歴史研究者の必携書として長く用いられた。1975年にいたり、初めて春海の計算に頼らず独立に計算を行って日本暦日原典が出版された。

日本長暦から日本暦日原典にいたる其種の書を一般に長暦という。これらの暦日はその時代々々に応じて使用された暦法にしたがって計算される。しかし歴史上使われた日付は正しい計算結果どおりに行われるとは限らない。史料と計算値とを照合してみると、いろいろの理由で計算結果が変更されて実施された場合がかなり多いことがわかる。史料により計算結果の変更が確認されれば長暦はそれによって修正しなければならない。

さて日本書紀から続日本紀以下日本三代実録にいたる^{リベリス}六国史という日本の正史では日付をあらわすのに干支のみを用いている。したがって朔日の干支がわからないと干支であらわされた日付がその月の幾日に当たるかわからない。そのために今のべたような長暦が必要となってくるのである。

2) 暦日相違のこと

古事記の編者と言われる太安万侶の墓誌が本年の1月、奈良県で発掘された。この墓誌に刻まれた日付が長暦に記された日付と違っているということが当時関心を呼び、その相違の原因としては、従来考えられていたのと違う暦法が使われていたのではないかと、とか計算方法が後世の春海や私の(暦日原典の)やり方と少し違ったこともあり得るのではないかとという種類の意見が述べられて来た。

墓誌には

左京四条四坊從四位下、勲五等太朝臣安万侶以癸亥年7月6日卒之 養老7年12月15日乙巳

と記されており、続日本紀には

秋7月庚午、民部卿從四位下太朝臣安万侶卒すと記載されている。日に付けられる干支は3000年ほど昔から毎日付けられてきており現在まで連続して甲子から癸亥に至りまた甲子に戻る60日の周期が繰り返されている。

墓誌と続日本紀とは同じ事件を扱っているのであるから7月6日の干支は庚午であるべきである。表2で数えればすぐわかるように6日が庚午とすれば7月朔日の干支は乙丑でなければならない。しかし日本暦日原典も日本長暦も7月朔日の干支は甲子である。7月朔日が甲子なら庚午は7日になってしまう。また埋葬の日と考えられる墓誌の養老7年12月15日乙巳の日付から算定すると12月朔日の干支は辛卯となり長暦の壬辰朔と1日違うことになる。第2表で数えれば壬辰朔なら乙巳の日は14日に当たることがわかる。

墓誌に刻まれた2つの日付が2つながら長暦と違っていることから、違う暦法が使用されたとか計算方法に多少の相違があるのではないかと論じられたのである。それらの論者はいずれも、編纂された続日本紀や長暦よりもなまの史料である墓誌の日付の方が正しいであろうという立場に立って推論している訳である。しかしそのような予断を持たずに初めから考えてみよう。

最初に気付くもっとも重大なことは卒去の日から求められる7月朔日の干支は墓誌の方が長暦の甲子より1日遅い乙丑であり、埋葬の日は墓誌の辛卯朔の方が長暦の壬辰朔より1日早いことである。すなわち墓誌の日付は当時使用されていたと考えられる儀鳳暦による計算値と比べそれぞれ逆に1日ずつずれているのである。この事実こそ日付相違の原因が暦法や暦計算のちょっとした相違ではないことを示している。

中国流の太陰太陽暦ではまず暦法に決められた元期の値をもとに、求めようとする年の前年の冬至の干支・時刻を求め、その冬至の日時を含む朔望月を11月とし、その朔の日時に平均朔望月の値を順次加えて毎月朔を決め、この平均朔の値に中心差による補正を加えて実朔を求めるもので、大変精密に構成されている。当時使用されていたと考えられる儀鳳暦では平均朔望月の値としては $\frac{39571}{1340}$ 日 すなわち29.530597日を採用していた。現在理科年表に記載されている値と比べて6桁目の8, 0.7秒ほどしか違ってない。1300年も昔の暦法と言っても、僅か半年の間に1日づつ前後にずれるほどでたらめなものではない。また当時の日本の暦の計算者の能力が多少劣っていたとしても平均朔望月を単純に加えてゆくだけの平均朔の計算にそうそう間違いをおかすほどではなかったはずである。そのことは平均朔のみしか用いていない日本書紀の干支を調べて見るとそこには誤算を

表 4

	養老六年(七三二)		七年										八年									
	七月		八月	五月	六	七	八	九	十	十一	十二	正	二	三	四	五	六	七	八	九	十
推算(曆日原典)朔干支	庚*	己*	乙	甲	甲	癸	癸	癸	壬	壬	壬	辛	庚	庚	己*	戊	戊*	丁	丁	丁*		
墓誌					↓						↓											
墓誌結果訂正					↓			↓				↓										

類推させるような干支の相違はないことによってもわかる。

曆日原典によれば7月朔は甲子の日の午前5時17分と計算される。この値は墓誌による乙丑の日まで19時間近い差がある。単なる平均朔に対する補正量の相違では到底片付かない数字である。また12月朔は壬辰の日の13時38分で墓誌による辛卯の日からはその分だけ経過している。異なる暦法を想定しても基本的には方法は同じで定数が違うだけであるから2つの日付が同じ方向にずれている場合なら他の暦法というものも考慮しなければならぬかも知れないが今の場合は考えられない。

3) 墓誌に従えば

いま仮に墓誌の日付を採用したとしよう。第4表の第1列の干支は日本曆日原典によったものである。*印は続日本紀と他の文献とを照合して推算値が正しいことが確認された干支である。†印は続日本紀のみと照合された干支で他の文献は見当たらないもの、無印は続日本紀にも朔干支がなく推算値そのものである。

墓誌の日付によれば第4表第2列目のように養老7年の7月朔の甲子は乙丑に、12月朔壬辰は辛卯へと変更しなければならない。この変更を実施するとそのままでは第2表(干支表)で数えればすぐわかるように6月の日数が31日に、7月の日数が28日になってしまう。陰暦の1か月は最大の月が30日、小の月は29日と決まっております。従って6月朔の甲子は乙未に8月朔癸巳は甲午に変えなければならない。同様に12月朔を辛卯とすると、翌年正月朔壬戌を辛酉に変えなければ12月が31日になってしまう。しかもこの養老8年(神亀元年)の正月は続日本紀に正月壬戌朔と明記してあり、墓誌に従うとこれも無視しなければならない。

表4に見られるように墓誌の日付の前後にある6個の干支(*印)は正しいことが確認され、しかも間違いと

思われる干支は一つも発見されていないにもかかわらず、それらには生まれた8か月のうちの5か月までを間違いとして変更することになる。これはいかにも不自然ではないだろうか?私としては1個の墓誌によって日本曆日原典の干支を5個も修正する勇気はない。

4) 日の境界について

墓誌の日付が間違っているとしたら、それはどう考えるべきであろうか?日の境界、撰日の2つについて以下に述べてみる。

私たちは1日が夜半すなわち午前0時に始まることを当然と考えているが、江戸時代の人達の理解の仕方は違っていた。そのことは元文5年(1740)の頒暦のはじめに「世俗一昼夜といふは明ヶ六つ時を一日の初めとし次の明六つ時迄を終とす……」という断り書きがあることでも明らかである。本居宣長の「家のむかし物語」のなかで

「我等相果て候はば、必其日を以て忌日と定むべし、勝手に任せ、日取を違候事これあるまじく候。さて時刻は前夜九ツ過より其日の夜九ツ迄を其日と定むべし、たとへば晦日の夜九ツよりは来月朔日にて、朔日の夜九ツ迄朔日なり……」

とくどいように注意しているのも家族や親族が日の境界をどう理解しているか信用できなかったからであろう。曆の上では、日本で曆が用いられるようになった最初から午前0時、すなわち九ツが日の始点とされている。九ツとは子の刻の真中のことである。子の刻は午後11時から午前1時までを言い、同1時から3時までが丑の刻、同3時から5時迄が寅の刻である。このように12支を用いてあらわす時刻は定時制と言って、1年中、昼夜の別なく一定で現在の時刻に簡単に置き換えられる。しかし明け六つは日出前35分くらい、暮六つは日没後35分くらいで明け六つから暮六つまでを6で割った時間が昼間のいとときの長さ、暮六つから明け六つまでを6でわ

った時間が夜のいっときの長さ、そして昼、夜の真中がそれぞれ昼の九ツ、夜の九ツである。したがって九ツが正午と午前0時に相当することは一年中同じであるが、いっときの長さは四季・昼夜によって変わるのである。このような不定時制で生活していた人達にとって午前0時、つまり九ツが日の始点と言うことは理解されず、そのことは曆面上の約束ごととしてごく一部の人の観念に過ぎなかったと言えよう。

さらに古い時代はどうであったろうか？

応永21年(1414)に加茂在方が著わした曆林問答集に「昼夜時魁法」という一条が付記されている。

「^{さんぎ}金匱經にいわく、星あらわるるを暮となし、星没するを旦となす、今案ずるに丑を昨日の終りとなし、寅は今日の始初となす。丑寅の兩時、昨今の交りなり」

昨日と今日の境界は寅の刻の初めにあるとしている。これは陰陽道の方の考え方であるが、昔の天象記事について天文計算を行い、天文年代学的な検証を続けておられる齊藤国治氏の調査によっても寅の刻に日の始点があることは確かめられている。曆林問答集はそのあとで「……夏至の前後18日、日、寅の終りに出て戌の初に入る也……」と述べているが、夏至の頃の日出の早い頃は寅の刻に出ることを言っており、どんなに早くとも丑の刻には夜は明けない。これは江戸時代の明ヶ六つを日の始点とする考え方と似ていると言えよう。

時計もなく、日の境界についての考え方も現代人と違うことを考慮すれば、かりに卒去の時刻が夜間であった場合、日の取り方に間違いが生じ易い。

5) 撰日について

現代でも友引には葬式を行わないくらいであるから当時の人も埋葬の日取について考慮したはずである。いま大唐陰陽書に拠って調べて見る。同書は儀鳳曆の次に、天平宝字8年(764)から施行された大衍曆の曆注集であ

るが正倉院に蔵される儀鳳曆時代の曆の曆注と矛盾はない。この曆注は節月ごとにまとめられ、その各月について甲子から癸亥にいたる60干支の各日に分けて記載されている。養老7年の12月節小寒は12月3日であるから埋葬の日の12月15日は節月で言っても12月である。

12月乙巳の日は

火、定、大歳対、母倉、月徳合、九坎、厭対、重
という曆注が並べられ

拜官、冊授、裁衣、市賈、納財、安床吉
となっており

丙午の日は

水、執、大歳位、小歳前、母倉
とあり

朔頭、伐樹、漁、葬、斬草吉

と載っている。埋葬の日を撰んだとすれば葬に吉とある丙午の日が撰ばれたと考えるのが自然であろう。15日丙午とすれば計算どおり12月は壬辰朔でよいことになって長曆も続日本紀も訂正を要しない。当時の人でも日と干支をいつも結び付けて生活していた訳ではない。埋葬の日はかなり前に陰陽書を調べて丙午の日、12月15日と決め、その日付の方のみが記憶にのこり、墓誌に刻む際に干支が誤られたとも考えられる。またその頃の葬儀は夜間行われたと言われる。そうするとそこにはまた日の境界の問題もからんでくる。

私は日本曆日原典の方が正しく墓誌が間違っていると早急に断定する必要があるとは思っていない。ただ日付の相違の原因を曆法や計算法の違いなどに帰そうとする論者に強い疑問を持って本論をまとめた。墓誌の日付はたしかに有力な資料であるが、先年岡山で発掘された^{しもつ}下道園勝母の骨蔵器の銘も乙酉とあるべきところが己酉と誤られていた事実もある。絶対確実などというものはなかなか無いのである。

1979年7月の太陽黒点 (g, f) (東京天文台)

1	—, —	6	20, 171	11	—, —	16	—, —	21	14, 115	26	10, 122
2	12, 108	7	14, 121	12	11, 112	17	7, 67	22	—, —	27	—, —
3	12, 140	8	—, —	13	—, —	18	—, —	23	14, 90	28	11, 78
4	12, 93	9	12, 153	14	—, —	19	12, 93	24	12, 95	29	12, 86
5	17, 181	10	12, 91	15	—, —	20	—, —	25	12, 104	30	10, 119
										31	12, 115

(相対数月平均値: 170.4)

昭和54年9月20日	発行人	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	社団法人 日本天文学会
印刷発行	印刷所	〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町251	啓文堂 松本印刷
定価 300円	発行所	〒181 東京都三鷹市東京天文台内	社団法人 日本天文学会
		電話 三鷹31局 (0422-31) 1359	振替口座 東京 6-1 3 5 9 2